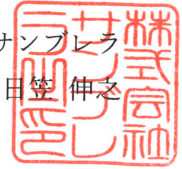


2023年4月1日

従業員 各位

株式会社 サンフレア
代表取締役 日笠 伸之



介護職員処遇改善加算について

2023年度「介護職員処遇改善加算」を各事業所で算定するにあたり、2023年4月給与分より「介護職員処遇改善加算」の支給要件につきましては次の通りとします。

【支給対象者】

- ・介護職員または介護職を兼務する者

【賃金改善の内容】

- ・介護職員の基本給を、固定給の者は10,000円～20,000円以上（※1）、パート職員は時給を50～100円以上（※1）引き上げる。
- ・介護職員（正社員）には、年に2回賞与支給額に約50,000円（※2）を含めて支給することがある。（令和2年6月、令和2年12月）

（※1）介護職員に対する昇給は処遇改善分として支給する。

（※2）人事考課により変動。

以上により、介護職員の一人当たりの平均賃金が月額約30,000円以上改善される。

支給額については毎年、計画の届出をする際に見直しを行うこととする。また同加算の算定を取り下げた場合、本手当は支給しない。

以上